

令和5・6年度学校給食用めん加工委託工場指定方針

令和4年7月25日

公益財団法人静岡県学校給食会

1. 指定申請のできる工場

- (1) 本年度、学校給食用めん加工委託工場として指定されている工場で、引続き指定を希望する工場。
(以下、「指定更新希望工場」という。)
- (2) 新たに指定を希望する工場で、別添「学校給食用小麦粉製品加工および炊飯委託工場指定要領」に適合し、県学校給食会が必要と認める工場。(以下、「新規指定希望工場」という。)

2. 指定申請書の提出

- (1) 指定更新希望工場は、県学校給食会又は、工場が所属する団体（静岡県学校給食めん協同組合）から「委託工場指定申請書」の用紙を受け取り、令和4年8月19日（金）までに工場が所属する団体を通じて県学校給食会へ提出する。
- (2) 新規指定希望工場は、県学校給食会から「委託工場指定申請書」の用紙を受け取り、令和4年8月19日（金）までに県学校給食会へ提出する。

3. 工場の選定

- (1) 工場の選定は「学校給食用小麦粉製品加工および炊飯委託工場指定要領」の規定に基づいて行う。
- (2) 工場実地調査は、令和4年10月上旬から実施する。
- (3) 指定更新希望工場及び新規指定希望工場は、管轄する保健所の令和4年4月以降の「食品衛生監視票」を工場実地調査時までには県学校給食会へ提出する。
- (4) 委託工場選定委員会は、令和5年1月中旬～下旬に実施する。

4. 学校割当

委託工場として指定する工場への学校割当は、次の各事項を考慮して行う。

- (1) 工場の製造規模
- (2) 輸送距離の平均化
- (3) 市町教育委員会及び工場所属団体の意見
- (4) 学校給食に対する実績

5. 委託工場及び学校割当決定の時期

令和5年2月に行う理事会で決定する。